南九州市告示第182号

南九州市空家等の適正管理に関する条例（平成27年条例第25号）第12条の規定に基づき、下記のとおり緊急安全措置を講じることを告示します。

令和８年10月26日

南九州市長　塗　木　弘　幸

記

１　対象となる空家

所在地　南九州市川辺町田部田5140番地

用　途　住宅

２　緊急安全措置の理由

倒壊した家屋の一部分が飛散する恐れがあることから、飛散防止を行うもの